

定 款

金武町土地改良区定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、金武町土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、沖第280号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く）とする。

町 村 名	大字名	小 字 名	
金 武 町	金 武	佐久本原 島兼原 羽佐間原 武田原 仙 原 波武謝原 波津附原 前 原	一円の田畑
金 武 町	金 武	底盛原 東江村渠原 岬 原 宇謝原 大保根原 宮城原 福花原 飛留喜田原 頭呂地原	
金 武 町	屋 嘉	チヨ原 上福地原 嘉喜又原 杣山原 前袋原 伊地田原 前田原 喜那又原 渡久比那原 小浜原	
金 武 町	伊 芸	上島原 川田原 クラシ原 塩 原	

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

1 地域全域の農業用施設の維持管理

- 一 宇謝地区県営農地開発事業（農業用排水施設）によって造成された施設の維持管理
- 二 前原地区県営畑地帯総合土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）によって造成された施設の維持管理
- 三 屋嘉地区県営かんがい排水事業（農業用排水施設）によって造成された施設の維持管理
- 四 小浜地区県営畑地帯総合整備事業（農業用排水施設）によって整備された施設の維持管理
- 五 団体営並里地区土地改良事業（農業用排水施設）によって整備された施設の維持管理
- 六 団体営伊芸地区土地改良事業（農業用排水施設）によって整備された施設の維持管理

2 県営土地改良事業によって造成された施設を譲与された場合はこれを受領し管理委託された場合は、これを受託する。

3 地区内における災害復旧工事

4 地区内において、一体事業として施行するかんがい施設の新設ならびに区画整理及び農用地の造成、その他土地改良区に関すること。

5 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業

6 農地維持・資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、沖縄県国頭郡金武町字金武975番地の3に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及び金武町役場の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は30人とする。

選 挙 区	選 挙 区 域	総 代 数
第 1 区	金武町字金武（前原地区土地改良地域）	9 人
第 2 区	金武町字金武（宇謝地区土地改良地域）	9 人
第 3 区	金武町字屋嘉（屋嘉地区土地改良地域）	9 人
第 4 区	金武町字伊芸（伊芸地区土地改良地域）	3 人

(通常総代会の時期)

第9条 この土地改良区の通常総代会の時期は毎事業年度1回3月とする。

(総代の選挙)

第10条 総代は組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、付属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第11条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。
ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第12条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要する事が明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議案は経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役 員

(役員の定数)

第18条 この土地改良区の役員定数は理事10人及び監事3人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第19条 役員は総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し、必要な事項は、付属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第20条 理事は理事長1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより軽易な業務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は、少なくとも毎事業年度二回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第24条 役員の任期は3年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規程による改選、法第136条の規程による決議の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の在任期間とする。

(役員の失職)

第25条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときはその職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 運営事務及び維持管理事業に要する経費は次により行う。

- 1 維持管理事業の経費に充てるための賦課金は予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内の農用地につき基本料金及び水量割で賦課する。
- 2 運営事務費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより補助金、又は組合員に対し、地区内にある農用地につき基本料金及び水量割で賦課する。

(負担金及び分担金)

第27条 この土地改良区は法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、町助成金及び組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に田、畑に区分して賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前2項の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第29条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規程に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する

第30条 この土地改良区は法第91条の2の規定に基づき県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第31条 法第39条の規定に基づく督促はこの納付期限後60日以内に督促状を発し、これをするものとする。

(過怠金)

第32条 第26条、第27条、第29条又は第30条の規定により賦課された賦課金につきこれを滞納し、又は定期内に履行しない場合にはその滞納の日数に応じて滞納額につき年3%の割合で計算した額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項に滞納金又は過怠金を町が処分する場合には、さらにその徴収金の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は特別の事由があると認める場合に限り理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第33条 この土地改良区の事務を分掌させるための規約の定めるところにより理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

(基本財産)

第34条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定管理及び処分に関しては規約で定める。

(財産分配に制限)

第35条 この土地改良区の財産については解散（合併の場合を除く）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第36条 この土地改良区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第37条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録によりおこなうことができるものとする。

(委任)

第38条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

[定款付属書]

土地改良区総代選挙規程

[定款付属書]

土地改良区役員選任規程

附 則

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第 2 8 0 号 平成10年3月18日）から施行する。

附 則

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第 7 9 7 号 平成14年6月11日）から施行する。

附 則

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第 1 8 0 号 平成26年2月 7日）から施行する。

附 則

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第 6 8 2 号 平成26年5月 1日）から施行する。

附 則

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第 6 1 4 号 平成27年4月14日）から施行する。

附 則

平成29年2月9日任期満了の第3区選任役員の任期は、平成28年3月25日第19回通常総代会において選任され、新たに就任する第1区選任役員及び第2区選任役員の任期満了である平成31年3月31日とする。

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第 3 9 4 号 平成28年4月25日）から施行する。

附 則

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第1201号 令和 1 年11月6日）から施行する。

附 則

① 改正後の定款第8条及び第16号の規程は、沖縄県知事の変更認可後に適用する。ただし変更認可承認の間は、なお従前の例による。

② 第8条に規程する選挙区第1区、第2区及び第3区の総代定数は、次期改選まで10人とする。

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第 号 令和 年 月 日）から施行する。

附 則

この定款の変更は知事が認可した日（沖縄県指令農第 号 令和 年 月 日）から施行する。